

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するほか、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における子育て支援の拡充施策として導入された、未就学児にかかる国民健康保険税の減額措置を行いたいため、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成 1 0 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「かかる」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 項中「1 0 0 分の 5 . 8 0」を「1 0 0 分の 6 . 0 0」に改める。

第 4 条の見出し中「かかる」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「2 9 , 9 0 0 円」を「3 0 , 6 0 0 円」に改める。

第 5 条中「1 0 0 分の 1 . 8 5」を「1 0 0 分の 1 . 9 5」に改める。

第 6 条中「1 0 , 2 0 0 円」を「1 1 , 2 0 0 円」に改める。

第 7 条中「1 0 0 分の 1 . 6 5」を「1 0 0 分の 1 . 8 5」に改める。

第 8 条中「1 0 , 5 0 0 円」を「1 2 , 2 0 0 円」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 0 条第 1 号中「法第 7 0 3 条の 5」を「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項」

に改め、同号ア中「かかる」の次に「基礎課税額の」を加え、「20,930円」を「21,420円」に改め、同号イ中「7,140円」を「7,840円」に改め、同号ウ中「7,350円」を「8,540円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「かかる」の次に「基礎課税額の」を加え、「14,950円」を「15,300円」に改め、同号イ中「5,100円」を「5,600円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「6,100円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「かかる」の次に「基礎課税額の」を加え、「5,980円」を「6,120円」に改め、同号イ中「2,040円」を「2,240円」に改め、同号ウ中「2,100円」を「2,440円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者にかかる基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,590円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,650円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,240円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,300円

(2) 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,680円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,800円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 600円

第20条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額および」に改め、「第3号において同じ。」の次に「および」を加える。

付則第2項中「第20条」を「第20条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

付則第3項、第4項および第6項から第13項までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しおよび第4条の見出しの改正規定、第20条第1号ア、第2号アおよび第3号アの改正規定中「かかる」の次に「基礎課税額の」を加える部分ならびに第20条の2の改正規定中「総所得金額」を「総所得金額および」に改める部分および「第3号において同じ。」の次に「および」を加える部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の青梅市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。